

筆の都ショートステイ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は有限会社大瀬戸ビルが開設する筆の都ショートステイ（以下「事業所」という）が行うユニット型指定短期入所生活介護事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅において要介護状態にある高齢者等に対し、適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護等」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の短期入所生活介護従業者及び介護予防短期入所生活介護従業者（以下「従業者」という）は、要介護者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することにより、要介護者の心身の機能の維持並びに要介護者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 筆の都ショートステイ
- 二 所在地 広島県安芸郡熊野町川角一丁目4番21号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、職員及び職務内容は、次の通りとする。

- 一 管理者 1名 ●●●●●●●●
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名 ●●●●●●●●
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 看護職員 1名以上 ●●●●●●●●
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 四 生活相談員 1名 ●●●●●●●●
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。

五 管理栄養士 1名

管理栄養士は、利用者の食事における栄養面を管理し、健康を維持できるように管理する。

六 機能訓練指導員 1名

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

第一ユニット（和み）

七 介護職員 4名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

第二ユニット（瞬き）

八 介護職員 4名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う。

（利用定員・ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

第5条 ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護（以下「ユニット型指定短期生活介護等」という）ユニットを2ユニットとし、利用定員は21人とする。

第一ユニット・・・定員11名

第二ユニット・・・定員10名

（ユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第6条 ユニット型指定短期生活介護等の内容は次のとおりとし、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

- 一 入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上のお世話
- 二 日常生活動作の機能訓練
- 三 健康チェック
- 四 送迎

（利用料その他の費用の額及び支払いの方法）

第7条 ユニット型指定短期入所生活介護等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、ユニット型指定短期入所生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

2 住居費（居室代） 個室利用料として（補足給付対応）

2, 066円／日（利用者負担段階：第4段階）

1, 470円／日（利用者負担段階：第3段階②）

1, 370円／日（利用者負担段階：第3段階①）

820円/日（利用者負担段階：第2段階、第1段階）とする。

3 食費 食費の日額として（補足給付対応）

1, 800円/日（利用者負担段階：第4段階）

1, 360円/日（利用者負担段階：第3段階②）

1, 030円/日（利用者負担段階：第3段階①）

600円/日（利用者負担段階：第2段階）

300円/日（利用者負担段階：第1段階）とする。

4 電気料金 家電製品（持ち込みの場合）100円/日

5 日常生活費 100円/日（別表参照）

6 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。なお、やむを得ない事情などにより当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 事業所の通常送迎の実施地域は、安芸郡、広島市（安芸区、南区、中区）、東広島市（黒瀬町）

呉市（呉市中央（朝日町、吾妻、内神町、畝原町、江原町、上内神町、上長迫町、上二河町、上畑町、上平原町、上山田町、郷町、三条、三和町、清水、下山田町、宝町、中央、寺本町、長迫町、中通、長ノ木町、二河峡町、二河町、西愛宕町、西片山町、西鹿田、西惣付町、西辰川、西谷町、西中央、西畑町、西三津田町、東愛宕町、東片山町、東鹿田町、東惣付町、東辰川町、東中央、東畑、東三津田町、平原町、伏原、望地町、本通、本町、溝路町、南辰川町、八幡町、山手、両城、和庄、和庄登町、和庄本町、海岸、新宮町、瀬戸見町、築地町、西川原石町、西塩屋町、晴海町、東川原石町、東塩屋町、若葉町）

昭和地区（神山、栃原町、苗代町、焼山（打田）、焼山泉ヶ丘、焼山北、焼山此原町、焼山桜ヶ丘、焼山中央、焼山西、焼山東、焼山ひばりヶ丘町、焼山本庄、焼山政畝、焼山松ヶ丘、焼山三ツ石町、焼山南、焼山宮ヶ迫、押込、押込西平町）

郷原地区（郷原町、郷原野路の里、郷原学びの丘）

阿賀地区（阿賀北、阿賀中央、阿賀町）

広地区（阿賀南、広石内、広駅前、広大新開、広大広、広杭本町、広古新開、広塩焼、広白石、広白岳、広末広、広多賀谷、広津久茂町、広徳丸町、広中迫町、広中新開、広中町、広名田、広文化町、広弁天橋町、広本町、広町田、広三芦、広横路、広吉松、広両谷）

天応地区（天応塩谷町、天応伝十原町、天応西条、天応東久保、天応福浦町、天応南町、天応宮町、梅木町、大山町、汐見町、長谷町、弥生町）

吉浦地区（吉浦池ノ浦町、吉浦岩神町、吉浦新町、吉浦神賀町、吉浦潭鼓町、吉浦中町、吉浦西城町、吉浦 東本町、吉浦東町、吉浦本町、吉浦松葉町、吉浦宮花町、）

宮原地区（青山町、宮原5丁目まで）とする。

2 送迎の実施地域以外の地域については家族対応とする。

3 送迎の実施については、平日（祝日も含む）とし、土曜日及び日曜日は送迎を行わない。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定ユニット型短期入所生活介護等の提供に関する契約を文書によって締結する。
- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
 - 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。 また感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。
 - 4 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 ユニット型指定短期入所生活介護等提供中に、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

- 第11条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該計画に基づく次の業務を実施する。尚、災害等の場合に備え、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、災害時の対応等の計画の周知、委員会を定期的に開催、研修を実施する等の措置を行う。
- 一 消火、通報及び災害等の避難訓練（年2回）
 - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
 - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
 - 四 その他防火管理上必要な業務
 - 五 災害時の対応の計画、周知、委員会設置

(衛生管理及びユニット型指定短期入所生活介護等従業者の健康管理)

- 第12条 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護等に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意する。
- 2 短期入所者生活介護等従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させる。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供は必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密保持等)

- 第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させ

るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明する。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族等、また当該利用者居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業者は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止)

第17条

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に、周知徹底を行う。
- 2 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当を置く。

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等の高齢者を現に養護する者

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束防止)

第18条

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・身体拘束防止するため次の措置を講じるものとする。

- 1 身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- 2 身体拘束防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 3 従業員に対し、身体拘束防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当を置く。

(損害賠償)

第19条 事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業者は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修・階層別研修 随時
- 2 事業者は、この事業を行うため、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画、サービス内容の記録、身体拘束の記録、苦情の記録、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社大瀬戸ビルが定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年8月1日より施行する。

この規程は、平成22年9月1日より施行する。

この規程は、平成22年11月22日より施行する。

この規程は、平成23年5月20日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年5月1日より施行する。

この規程は、平成27年2月1日より施行する。

(筆の都ショートステイ介護予防運営規程は廃止し、本規程を全面改正する。)

この規程は、平成27年10月10日より実施する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

この規程は、平成30年5月1日より施行する。

この規程は、令和元年5月1日より施行する。

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年8月1日より施行する。

この規程は、令和3年2月1日より施行する。

この規程は、令和3年8月1日より施行する。

この規程は、令和3年8月1日より施行する。

この規程は、令和3年8月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

この規程は、令和8年2月14日より施行する。

(別表)

**筆の都ショートステイ
給付外サービス価格表**

● **日常生活品費**

日常生活品費とは、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないものを指します。具体的には、当施設でご用意させていただいた下に示すものであり、利用者又はそのご家族の希望により、自由な選択に基づいてご使用いただきます。また、クラブ活動等、個別に行うものについての材料費等の教養娯楽費はその都度、別途実費を徴収致します。

	種 類	金 額
1	フェイスタオル	4 0 円
2	大型タオル	6 0 円
3	オシボリタオル	1 0 円
4	シャンプー、ボディシャンプー	6 円／回
5	ハンドソープ、石鹸	2 円／回

※タオル（フェイスタオルは 2 枚／日・バスタオルは 6 枚／週）を基本、オシボリタオルは 3 枚／日を基本、またシャンプー・リンスは 3 回／週を基本にさせていただいておりますが、これ以上お使いになっても 100 円を越える料金はいただきません。

※ご持参の場合は無料です。

※外出行事等があるときの費用等は別途ご案内いたします。